

**鳥取県選挙管理委員会告示第10号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
鳥飼昇後援会	公職の種類	倉吉市議会議員	関金町議会議員	平成18年9月12日